

広島中央エコパーク整備事業（高効率ごみ発電施設建設・運営）  
対面的対話での確認を希望する募集要項に対する質問（第2回質問回答）

平成28年9月7日

【入札説明書】

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
1	入札説明書	3	Ⅱ. 事業内容等			5. 広島中央エコパーク構想	<p>広島中央エコパークの基本理念の実現のひとつに「環境学習の拠点となる施設としての整備」が掲げられており、落札者選定基準書「別紙 総合評価の審査について」の項目として「環境学習の拠点となる施設としての取組み」が期待されています。</p> <p>審査項目の小項目には、「環境学習上での汚泥再生処理センター(別事業)との連携/協力」が求められていますが、汚泥再生処理センターの要求水準書には環境学習に関する記載が見当たりません。それぞれ事業方式*が異なる中で、特に期待されている連携・協力事項がありましたらご教示願います。</p> <p>(※ 高効率ごみ発電施設：DBO方式、運営期間20.5年間、汚泥再生処理センター：公設公営) また、運営面で汚泥再生処理センター側から高効率ごみ発電施設側に特に期待されることがあればご教示ください。</p> <p>高効率ごみ発電施設の事業方式がDBO方式であるのに対し、汚泥再生処理センター側が公設公営という事業方式の中で、連携先については、汚泥再生処理センターの方が貴組合と連携していくという前提で考えればよいですか。</p>	<p>施設見学及び環境学習において、組合が事業者に対して要望することは、見学動線はもとより見学、学習の際に効率的かつ一体的に案内できること、説明ビデオ、パンフレットについても一括で説明できることなどです。</p> <p>なお、汚泥再生処理センターの落札者選定基準書における「環境学習の拠点となる施設としての取組」に対して提案される内容との連携・協力について、両施設の建設事業者が円滑に協議し、効果的な連携案が創出されることを期待します。</p> <p>運営面で期待することは、同一敷地内の汚泥再生処理センターが、高効率ごみ発電施設から電気や水道等の供給を受けること、また、共用部分及び連携部分が多いことから、施設の稼働状況や運営情報について、両施設が相互に状況を的確に把握することにより、最小限の費用で最大限の効果が発揮できるよう協力することです。</p> <p>運営委託業務の発注方式は違いますが、組合としては一体で管理したいと考えています。それぞれの事業者と組合が三者で協議し、効果的な連携ができる方法を検討したいと考えています。</p>
2	入札説明書	5	7			事業の概要	「組合は、本施設的设计・施工及び運営に係る資金を調達し」とありますが、本事業における全ての資金は発注者側であると考えます。	残渣運搬、資源化等処理にかかる資金についても、組合側で調達します。
3	入札説明書	21	Ⅲ. 民間事業者の募集及び選定に関する事項	6. 入札手続きに関する事項	(1) 事業提案書類・入札書類の提出	④ 提出書類	提出期限より前に提出する場合、提出書類に記載する年月日は実際の提出日とした方がよいでしょうか。或いは提出期限である平成28年10月7日がよろしいでしょうか。	実際の提出日としてください。ただし、添付書類の日付は、提出日と整合するようにしてください。
4	入札説明書	33	2. 運営業務に対する単価	(1) 対価の支払い		③ 売電収入の取り扱い	第一回目の質問回答(No.17)について、「運営委託業務契約書(案)別紙5のとおりとします。」とのお返答ですが、これは運営業務委託契約書(案)別紙5の例外的な改定方法の採用で貴組合と改定方法を協議させて頂けるものと考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

【要求水準書】

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
1	要求水準書	5	第1部 第1章 事業の概要	第3節 事業用地の概要		3. 2事業用地の状況	<p>第1回質問回答No.7で、造成工事について「現時点においては、平成28年度に着手し、平成29年度末の完了予定」とご回答いただいています。</p> <p>本事業の建設工事工程もタイトであるため、造成工事が概ね完了する平成30年2月頃より仮設工事等を開始可能な前提で計画してよろしいでしょうか。</p> <p>造成工事の前に国有保安林の解除が行われると考えていますが、認識に間違いはないでしょうか。</p>	<p>造成工事については、前回の回答のとおり平成29年度末の完了予定としていますが、現在、造成工事に着手していないため、平成30年2月の時点で建設工事の仮設工事に着手できる状態であるかは不明です。</p> <p>よって、現時点においては、平成30年度以降に建設工事を着手する計画としてください。</p> <p>お見込みのとおりです。</p>
2	要求水準書	6	第1部 第1章 事業の概要	第3節 事業用地の概要	3.6 敷地周辺設備	上水道 地下水	<p>本事業の建設工事(以下「本工事」)で必要となる上水の利用検討のため、お伺い致します。</p> <p>①市道土与丸上三永線に隣接して設置する配水池(タンク形式-別事業)および地下水揚水設備(貯留水槽1,300m<sup>3</sup> RC構造(屋根付き))は、本工事着工までに完了しているとの理解でよろしいでしょうか。</p> <p>②完了している場合は、本工事期間中に使用できるものとの理解でよろしいでしょうか。</p> <p>③上水の配水池のタンク容量をご教示ください。</p> <p>上水配水池工事の完了時期を前倒しすることは可能ですか。配水池完工後、試運転開始までにポンプ設置、繋ぎこみ工事等が必要なため、最低2ヶ月の前倒しが必要です。</p>	<p>①配水池は平成32年3月に完成する予定です。また、地下水用水設備は、平成30年3月に完成する予定です。</p> <p>②本工事に含まれる給水ポンプ及び配管の施工が完了すれば、平成32年4月から使用可能と考えています。</p> <p>③配水池の容量は、水道局との協議となりますが、当施設で使用する最大量を見込んだ容量とする予定です。</p> <p>配水池については水道局と協議が必要となります。早期完成については、今後の検討とします。</p>
3	要求水準書	11	2	1	1)	公称能力	「不燃ごみ」を高効率ごみ発電施設で処理せずに資源化等処理委託する場合の施設規模の算出式のご提示ですが、「不燃ごみ」はほとんどが灰分100%の性状であることを考えると、「計画ごみ中の灰分」から「不燃ごみ」と同量の1,035t/年の灰分を減少させる必要があります。従い、「不燃ごみ」を資源化等委託処理する場合は、事業者にて計画ごみの3成分を新たに算出し検討することでよろしいでしょうか。(アンケート時、要求水準書案質疑書No.25に同様質疑があり、「お見込みの通り」との貴組合回答あり)	お見込みのとおりです。
4	要求水準書	11	2	1	2)	計画ごみ量	汚泥再生処理センター要求水準書(p.28)において、汚泥処理工程で発生する「沈砂」および「し渣」は、洗浄、脱水後に高効率ごみ発電施設へ搬出して処理するものとなっておりますが、高効率ごみ発電施設側の要求水準書には、「沈砂」および「し渣」の記述はありません。汚泥再生処理センターから排出される「沈砂」および「し渣」は、計画ごみ量の中の「し尿汚泥(5,239t/年)」に含まれるものと考えてよろしいでしょうか。	沈砂は燃やせるごみに含まれています。し渣はし尿汚泥に含まれています。
5	要求水準書	12	第1部 第2章 共通事項	第2節 計画主要目	2.1 処理能力	2) 計画ごみ量	<p>2)計画ごみ量の中で、2市1町からのごみ搬入形態、処理対象物、処理量の記載があり、備考欄に「2市1町で多少分別品目が異なる」とありますが、今後2市1町で分別区分(方法)の統一や処理対象物の変更の可能性はありますでしょうか。</p> <p>また、分別区分については、少子高齢化社会の到来を鑑み、わかりやすい分別区分や分別品目を可能な限り減らすことが望ましいと考えますがいかがでしょうか。</p> <p>水銀含有ごみについては、有害ごみとして収集し、専門業者に処分委託されていると理解しています。現段階で、分別や処理ルートの変更の計画はあるのでしょうか。</p>	<p>廃棄物排出に関する施策や環境は、2市1町で異なるため、今後、分別区分(方法)の統一や処理対象物の変更される可能性はあります。ただし、変更にあたっては、施設への影響を最小限に留めることを基本とし、費用面については、その都度協議することが必要と考えます。</p> <p>今後の分別区分・品目については、2市1町の施策や社会情勢の変化に応じて、市民、とりわけ高齢者に優しい分別区分に移行していくべきと考えます。</p> <p>現段階で変更の計画はありません。</p>

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
6	要求水準書	16	第1部 第2章 共通事項	第2節 計画主要目		2.6公害防止基準	第1回質問回答No.33で、基準値の測定点となる「敷地境界線」について「添付資料1の開発区域から北部のため池を除外してください。組合ホームページに掲載している環境影響評価をご確認ください。」とあります。開発区域北部ため池部で除外する範囲は、「添付資料2.1 造成計画平面図(CAD版)」の画層「1-境界線」に示される範囲と考えてよろしいでしょうか。	「添付資料2.1 造成計画平面図(CAD版)」の画層「1-境界線」に示す範囲は、環境影響評価書で示す敷地境界線とは異なります。環境影響評価書のP9-2-45、P9-3-22、P9-4-16をご参照ください。
							環境影響評価書の図面を用いてトレースし、それに近い線を弊社が提出する図面にしたいと考えますが、よろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	要求水準書	25	第2部 第1章 設計・施工に関する基本的事項	第2節 ユーティリティ計画		(1)電気	試運転期間中の契約電力を検討するため、汚泥再生処理センターの試運転時に必要な電力量と供給時期をご教示ください。また、この供給電力量は高効率ごみ発電施設の試運転に必要な用役ではないため、試運転完了後に運営時と同じく精算いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	汚泥再生処理センターの試運転は、概ね平成32年4月の開始を予定していますので、要求水準書に定める電力量を供給できるよう工事の施工を計画してください。また、電力使用に伴う料金の精算方法は、運営時に定める方法によるものとします。
8	要求水準書	26	第2部 第1章 設計・施工に関する基本的事項	第2節 ユーティリティ計画		(2)上水道	施設設計にあたり、本施設に供給される上水の水質・利用可能量について確認が必要なためお問い合わせ致します。①上水の供給元は、松子山浄水場との理解でよろしいでしょうか。違う場合はどの浄水場かご教示ください。②上水の使用量制限はないとの理解でよろしいでしょうか。仮に上水使用量の制限が厳しい場合、汚泥再生処理センターの使用量(生活用水20m <sup>3</sup> /日、プラント用水150m <sup>3</sup> /日)も見直しされるとの理解でよろしいでしょうか。	①お見込みのとおりです。 ②高質ごみを3炉運転で処理する際に必要な水量に、汚泥再生処理センターでの使用量を見込んだ水量を確保する予定です。これ以上使用する場合は、使用を制限する場合があります。
9	要求水準書	26	第2部 第1章 設計・施工に関する基本的事項	第2節 ユーティリティ計画		(6)地下水	第1回質問回答No.41で、地下水最大揚水量の質問に対して、「現状の池からの流出水量は1日約48m <sup>3</sup> です。季節毎又は降水量による変動を踏まえて事業者にて想定してください。」とご回答いただきましたが、事業者においても「地下水揚水量の季節毎又は降水量による変動」を見込み、提案に反映することは困難です。一方で、組合様、事業者ともに変動リスクを見込むことができないために「地下水利用量ゼロ、全量上水利用」の前提で計画した場合、本来有効利用可能な地下水相当量の事業費(上水使用料)が増加し、地下水は無為に地下水貯留槽から越流・放流されることとなります。貴組合の損失を回避するために以下を行うことが可能かお問い合わせ致します。 ・地下水利用量は48m <sup>3</sup> /日とし、変動が発生した場合は、他変動費と同様に精算させていただくことでよろしいでしょうか。地下水利用量に応じ事業費を精算(増加時は減額、減少時は増額)することとなります。	事業提案は地下水を48m <sup>3</sup> /日利用することとさせていただきます。変動が発生した場合は、精算することとします。
							非価格審査の小項目に雨水・地下水利用先と利用量という提案項目があります。一方で第1回質問回答で雨水については、「省エネのシンボルとして設置する程度で良い」というご回答がありました。地下水利用量の見込み量は48m <sup>3</sup> /日というご回答から、そこまで積極的な地下水や雨水の利用量は求められていないような印象を受けましたが、その認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 安定的な確保が見込めない水の利用については、本事業の適正な実施に支障が生じない範囲で提案を求めるものとします。
10	要求水準書	27	第2部 第1章 設計・施工に関する基本的事項	第3節 施設施工	3.1工事範囲	3)建築工事	「(1)建築工事(必要な整地及び外構工事等を含む。）」とありますが、汚泥再生処理センター施工範囲(添付資料5 約6,650m <sup>2</sup> :95m×70mの範囲)の外構工事(アスファルト舗装(基層)、路盤、雨水排水、植栽、各種道路標識、カーブミラー、路面表示、ライン引き等)は別事業として汚泥再生処理センター側で整備されるものとの理解でよろしいでしょうか。	添付資料5 約6,650m <sup>2</sup> :95m×70mの範囲のアスファルト舗装(表層)は本事業から除外します。当該範囲のアスファルト舗装(表層)、雨水排水は汚泥再生処理センターの事業者が整備します。上記以外(植栽、各種道路標識、カーブミラー、路面表示、ライン引き等)については、必要に応じて提案ください。ただし、本事業での整備となります。詳細は、汚泥再生処理センターの事業者との協議で決定します。
11	要求水準書	28	3.2	(8)		工事関係車両	「国道2号からが指定ルート」となっておりますが、土与丸上三永線との交差点が狭く曲がりもきつい為、大型缶体、重機の搬入困難が予想されます。拡張整備等の予定はありますでしょうか。	現在、東広島市が拡幅工事を実施しています。工程等の詳細については、当組合が実施する事業ではないため、事業主体である東広島市(道路建設課)にお問い合わせください。
12	要求水準書	31	第2部 第1章 設計・施工に関する基本的事項	第5節 試運転及び指導期間		5.3試運転及び運転指導に係る費用	試運転期間の残渣処理費は組合負担とされていますが、試運転期間に発生する溶融スラグ、溶融メタルは①運営事業者の所有物 ②建設工事請負業者の所有物のいずれとお考えでしょうか。また、②の場合、販売先等は運営開始後と異なっても良いでしょうか。	誤解を与えないように記載しますが、「処理残渣等の搬出・資源化等処理に係る費用は、組合から処理残渣等運搬事業者、資源化等処理事業者それぞれに別途支払う。」としています。溶融スラグ及び溶融メタルは、建設工事請負業者の所有物とします。また、溶融スラグ、溶融メタルは有価物であり、販売先等は運営開始後と異なっても問題ありません。
13	要求水準書	32	第2部 第1章 設計・施工に関する基本的事項	第6節 性能保証		6.1性能試験	①性能試験の測定項目「悪臭」の測定頻度「1回/日」は、騒音及び振動の測定頻度(1日)と同様に、予備性能試験期間中に1回、引渡性能試験期間中に1回測定するものと理解してよろしいでしょうか。 ②性能試験の測定項目「飛灰(溶出量、含有量、ダイオキシン類)」の測定頻度が「1検体/日・炉」や「2検体/日・炉」と記載されていますが、採取箇所の混練装置出口(施設からの搬出前)では全炉混合となります。測定頻度「1検体/日・炉」や「2検体/日・炉」は、「1検体/日」「2検体/日」と読み替えてよろしいでしょうか。 ③性能試験の測定項目「溶融スラグ(溶出量、含有量、ダイオキシン類)」の測定頻度が「1検体/日・炉」や「2検体/日・炉」と記載されていますが、採取箇所のスラグヤード(施設からの搬出前)では全炉混合となります。測定頻度「1検体/日・炉」や「2検体/日・炉」は、「1検体/日」「2検体/日」と読み替えてよろしいでしょうか。	①お見込みのとおりです。 ②、③要求水準書のとおりです。性能試験は、各炉の性能を的確に把握することを目的としています。したがって、プラントの構成上、機器内で混合する場合は、混合する手前で検体を採取するなど、原則として各炉の性能を把握できるようにご提案ください。
14	要求水準書	100	5	2	(5)	ストブロウ・ハンマリング装置	アキュムレータの設置の有無は事業者提案としてもよろしいでしょうか。(アンケート時、要求水準書案質疑書No.118に同様質疑があり、「可とします」との貴組合回答あり)	お見込みのとおりです。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
15	要求水準書	194	第2部 第3章 建築工事仕様	第1節 計画基本事項	1.1計画概要 3)仮設計画	(4) 工事用道路	「西国街道に仮設舗装をする」とございますが、工事に不要な場合は、仮設舗装の有無を事業者提案とさせて頂きませんか。また、以下ご教示ください。 ①工事期間中は、安全面から一般利用者の散策・通行は困難です。事業用地外ですが、一般利用者に通行遮断の了承は得られているとの理解で良いでしょうか。 ②工事中は駐車場などの用途のみの利用も可能と考えてよろしいでしょうか。 ③砕石舗装（厚さ150mm程度）したままで復旧は不要との理解でよろしいでしょうか。	仮設舗装は必須とします。 ①工事期間中の一般利用は、原則禁止するものとしますが、溜池を管理する上で必要な場合には、安全に通行できるよう配慮してください。なお、通行遮断については、事業者において工事期間中の必要な時期に設定するものとし、周知については関係機関と連携し、組合も対応に努めることとします。 ②工事期間中も、できる限り通行できる状態としておいてください。 ③散策道の整備等により、他の構造に変更しない場合は、砕石舗装のままで復旧は不要です。
							ため池の管理の内容について、頻度や作業内容等具体的にご教示ください。	通行頻度は4月から7月は週1～2回程度、それ以外の時期は月1～2回程度です。利用内容としては、地元住民によるため池の管理（水確認、草刈り等）、関係機関による保安林管理、溜池調査等を行う際の通行が見込まれます。車両は、軽トラックや普通車(4WD)が考えられます。
							安全に通行できるよう配慮との事ですが、具体的にお考えがあればご教示ください。	工事中の仮設道路であり、工事車両及び工事機材と住民や通行者との接触等に対する安全上の配慮を意図しており、具体的にバリアード等の設置を指示しているものではありません。ただし、現地の状況において、安全管理上必要な場合は、設置してください。
16	要求水準書	194	第2部 第3章 建築工事仕様	第1節 計画基本事項	1.1計画概要	6)掘削工事	①予期せぬ地中障害物等が発見された場合のリスクは、貴組合範囲との理解でよろしいでしょうか。 ②契約後、直ちにボーリング調査（地盤調査）等ができるとの理解でよろしいでしょうか。	①造成工事に起因して発生したものは、発注者責任となりますが、受注者の検討・調査不足によるものは、受注者責任となります。また、これら以外の不可抗力や自然現象によるものは、双方が協議して決めるものとします。 ②原則、造成工事完了後とします。ただし、全体の工事工程に支障が出ないよう、なるべく早期に実施できるよう配慮します。
							①について、貴組合から提供されたボーリングデータから判断できないものが、実行段階で行った事業者側の調査で分かった場合も、同じ解釈で協議させていただけると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。予期せぬものについては、双方が協議し決定するものとします。
17	要求水準書	195	第2部 本施設の設計・施工業務	第3章 建築工事仕様	第1節 計画概要	1.2 3) 見学者動線計画	汚泥再生処理センターへの連絡通路は、汚泥処理施設のEXP.Jで接続するものとし、当該EXP.Jは汚泥処理施設施工業者が設置すると考えてよろしいでしょうか。	当該EXP.Jは本工事（高効率発電施設側）に含むものとします。なお、汚泥再生処理センターの事業者がEXP.Jを接続できる状態で施工します。
18	要求水準書	199	第2部 第3章 建築工事仕様	第2節 建築工事	2.1.2 1)受入供給設備	(3)ごみピット ②	「ごみピットの内面、床面に無機質浸透性防水剤を塗布すること」とあります。目的はごみピットの漏水防止のためと考えますが、漏水防止の手法は事業者提案とさせて頂きませんか。	提案も可とします。
19	要求水準書	213	第2部 第3章 建築工事仕様	第2節 建築工事	2.3.2煙突	4)内部階段	「S造(溶融亜鉛めっき処理仕上)」とありますが、耐候性を満足する仕上げであれば良いという理解でよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりです。
20	要求水準書 添付資料2	216	第2部第3章 建築工事仕様	第3節 外構工事	3.1構内道路工事	1)計画 造成計画図	「市道土与丸上三永線から分岐する搬入道路、及び汚泥再生処理センターの周回道路（表層）を含むもの」とあります。 「表層」とは、国土交通省大臣官房官庁営繕部建築課監修「構内舗装・排水設計基準 図1.2.1アスファルト舗装の構成」より、道路表面のアスファルト舗装と理解しております。 事業者の施工範囲は「表層」と理解しており、搬入道路、及び汚泥再生処理センターの周回道路については、基層および路盤まで舗装されているものとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 搬入道路及び汚泥再生処理センターの周回道路は、ともに造成工事で基層まで施工します。よって、建設工事では表層のみを施工することとします。 なお、汚泥再生処理センター施工範囲（添付資料5 約6,650㎡：95m×70mの範囲）は要求水準書No.10をご参照ください。
21	要求水準書	216	第2部 本施設の設計・施工業務	第3章 建築工事仕様	第3節 外構工事	3.1構内道路工事	汚泥再生処理センター廻りの外構工事範囲は、汚泥処理施設建設工事範囲約6,650㎡を除くと考えてよろしいでしょうか。それとも汚泥処理施設のスロープも含め建物部分以外すべてが外構工事範囲となるのかご教示願います。	添付資料5 約6,650㎡：95m×70mの範囲のアスファルト舗装（表層）は本事業から除外します。当該範囲のアスファルト舗装（表層）、雨水排水は汚泥再生処理センターの事業者が整備します。 上記以外（植栽、各種道路標識、カーブミラー、路面表示、ライン引き等）については、必要に応じてご提案ください。ただし、本事業での整備となります。 詳細は、汚泥再生処理センターの事業者との協議で決定します。
22	要求水準書	221				4.1.1給水設備工事 1)計画	1) 計画 (2) において、給水管は地中埋設ではなく別途工事で敷設する側溝内ところが敷設と考えてよろしいでしょうか。その際、側溝は最大排水断面を別途工事設計で検証し確保されていると想定してよろしいでしょうか。	側溝の上部にサポートを設け布設することを想定しています。 後段はお見込みのとおりです。
23	要求水準書	221	第2部 第3章 建築工事仕様	第4節 建築機械設備工事	4.1.1給排水衛生設備工事	1)計画 (2)	「搬入道路に沿って設置する側溝には最大排水断面を確保した上で給水管（引込管）を布設するものとする。」とあります。 側溝の設計で前提としている給水管(上水、地下水)、下水管の口径サイズをご教示ください。	給水管はφ55～65mm、下水管はφ100mmを想定していますが、詳細は事業者からの提案をもとに協議・設計することとします。
24	要求水準書	223	第2部 本施設の設計・施工業務	第3章 建築工事仕様	第4節 建築機械設備工事	4.1.4 防災設備工事	別事業の汚泥再生処理センターとは約2.5m幅の渡り廊下で接続されますが消防法別棟扱いが出来るものでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
25	要求水準書	241	第3部 第1章 運営業務に関する基本事項	第2節 維持管理・運営体制		2.4教育訓練	第1回質問回答No.118で、貴組合職員が参加を想定されている教育訓練の中に、プラント運転及び機器の取扱い、メンテナンス等の技能訓練がございます。本事業において、プラント運転やメンテナンスは事業者へ委託されているため、貴組合職員への教育訓練については、これらを除外し次の項目のみとしていただけないでしょうか。 ・安全衛生教育 ・労働安全衛生法に係る特別教育 ・消火訓練等の緊急時の対応教育	第1回質問回答No.118のとおりとします。 本組合職員の教育訓練への参加目的は、運営期間中に発生することが想定される問題・課題を迅速かつ適切に解決するために必要な基礎的知識を習得するためです。このことにより、運営事業者と同じ目線で一致協力して対応に当たることが可能になると考えます。なお、組合側の経験・知識不足による対応の遅延を防止することは、双方にメリットのあることと考えていますので、趣旨をご理解のうえ、ご提案ください。
							事業者が実施する教育訓練は、既存施設の実地研修等多岐にわたるため、貴組合職員が教育訓練に参加される場合の具体的な内容については、実施前に別途協議のうえ、決定させていただけないでしょうか。	本組合職員が参加する教育訓練の内容については、実施前に双方が協議し決定するものとします。
26	添付資料2					造成計画図	造成縦断面図にはガードレールが見られますが、平面図には見られません。設置範囲をご教示ください。造成工事完工時には施工済みとの理解でよろしいでしょうか。	搬入道路のガードレールは、造成工事において設置します。造成工事完了時には施工済みの予定です。
							具体的に平面図でガードレールを設置する範囲を示していただけないでしょうか。	別紙資料をご参照ください。
27	添付資料8					下水道使用料	東広島市のホームページを拝見しますと、支払い単価272円/㎡は税込単価の理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

【リスク管理方針書】

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
1	リスク管理方針書					共通	発生する費用に「既存施設の延命費」がありますが、およそ1か月間の延命費をご教授願います。また、NO. 43にも「既存施設の延命費」がありますが、既存施設の解体はいつ行われるのでしょうか。	事象発生時に試算します。 既存施設の解体は本事業に関係ないことから回答しません。
2	リスク管理方針書		No. 83 施設破損				第一回目の質問回答（No. 7）について、発注者の指示によるコスト増大のリスク負担が事業者のみとの回答に読み取れますが、事業者が善良なる管理の注意義務を怠っていない場合は、事業者の負担とはならないと考えて宜しいでしょうか。発注者の指示に基づき、且つ善良なる管理者の注意義務を全うしている場合のコスト増大リスクを事業者が負担するのは過剰と思料いたします。	お見込みのとおりです。
3	リスク管理方針書		No. 94 売電収入の変動				第一回目の質問回答（No. 11）の回答「入札説明書、運営業務委託契約書（案）で記載の支払いルールをご確認ください。」とありますが、入札説明書33頁③「売電収入の取り扱い」の「運営事業者に損害が発生している場合は、合理的な範囲で組合が負担する。詳細は、運営事業者との協議の上で決定する。」及び、運営業務委託契約書（案）別紙5の「例外的な改定方法の採用」に従い、貴組合と事業者で協議させて頂けると考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	リスク管理方針書		No. 95 No. 96			施設の性能確保 事業終了時の諸手続に係るコスト増大	発生する経費「遅延期間に係る維持管理運営費」は、仮に遅延なく事業終了した場合、組合殿は後継事業者に運営費を支払うとの解釈から、事業終了の遅延に関係なく本来、組合殿のご負担であると考えますが、その理解でよろしいでしょうか。	事業終了が遅延した場合は、後継事業者の選定等が終了しており、人材雇用等も終わっていると推察されます。維持管理運営費の2重支払い分が発生する可能性が高く、その損害分は請求することになります。また、施設の性能未達で施設稼働できず、外部に委託した場合も組合の損害分は請求することになります。

【落札者選定基準書】

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
1	落札者選定基準書	8	別紙 総合評価の審査について	1. 総合評価の審査項目と配点	最終処分量ゼロシステムの長期実現のための受入計画及びリスク回避策	①受入困難物の品目（品目数）と混入防止/早期発見計画	第1回質問で、搬入禁止物と処理不適物の言葉の定義・意味をご回答頂きましたが、落札者選定基準書には「受入困難物」という別の言葉がございます。これは文字通り、搬入禁止物とは別に、各処理方式で受入が困難なものという理解でよろしいでしょうか。	受入困難物とは、搬入禁止物及び処理不適物を包含するものとお考えください。これらの中で、物理的又は技術的に処理することが不可能な品目の把握を目的とするもので、災害時の受入・処理の柔軟性や将来の分別緩和（分別種の削減）の可能性を把握しようとするものです。
2	落札者選定基準書	9	別紙 総合評価の審査について			危機回避	故障強度率や故障度数率の目標設定が定められていますが、これらを目標設定されている背景や意図、あるいは想定されている水準値、実施例等あればご教示ください。	機器の管理や故障を低減させるための具体的な指標として必要と考えています。施設の運営管理において、トラブル時の早期復旧や故障発生低減のためにどのような管理ができるかについて、抽象的ではなく具体的な数値でご提案いただき、管理目標を明確にするという意図です。なお、想定する水準値、実施例はありません。
3	落札者選定基準書	10				添付1 人員配置評価	人員配置評価の表において、提案を行う上で、資格等を証明する資料を添付する必要はありますか。	提案時には必要ありませんが、運営段階では必要です。

【様式集】

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
1	様式集（その1）	23	第3-3-1号様式			入札書	代表者又は受任者氏名は、入札参加資格審査申請時に提出した委任状で代表者より受任を受けた代理人でよろしいでしょうか。	代理人により入札書を提出する場合は、第3-3-6号様式を改めてご提出ください。
2	様式集（その1）	25		2. 評価内容と提案に含める内容についての注意事項	(1) 広島中央エコパーク構想の実現	3. 6資源循環・エネルギー回収	資源化率の定義として、備考欄に「資源化率は資源売却量／ごみ処理量で試算すること。資源化等処理委託を行う場合は、資源化等処理委託量を加算するのではなく、処理後の資源売却量を記入すること」とあります。処理後の資源売却量には、環境省公表の用語の定義等により、焼却もしくは溶融処理後（すなわち中間処理後）に回収した鉄、アルミ等の金属類、スラグ、メタルなど有価で売却した資源化量を計上するという解釈でよろしいでしょうか。（資源売却量には、溶融飛灰の山元還元、焼却灰、飛灰のセメント原料化等は除く）  定義の確認ですが、次のとおりの考え方でよろしいでしょうか。 資源化率＝資源売却量÷ごみ処理量 外部依存率＝処理残渣等発生量（焼却灰、飛灰、溶融飛灰等）÷ごみ処理量 資源化委託率＝資源化委託する量（焼却灰のセメント化等）÷ごみ処理量	高効率ごみ発電施設に搬入されたごみ（処理対象物）のうち、有価物として施設から搬出されるものの割合を「資源化率」としてご記入ください。 また、高効率ごみ発電施設に搬入されたごみ（処理対象物）のうち、資源化委託するもの（焼却灰のセメント化など）の割合を「資源化委託率」としてご記入ください。  お見込みのとおりです。
3	様式集（その1）	25		2. 評価内容と提案に含める内容についての注意事項	(1) 広島中央エコパーク構想の実現	資源化率 <sup>※1</sup>	資源化率の算定において、注記として「資源化率は資源売却量／ごみ処理量で試算すること。資源化等処理委託を行う場合は、資源化等処理委託量を加算するのではなく、処理後の資源売却量を記入すること。」とありますが、分子に入力する資源売却量は、最終の2次製品量を入力するというでよろしいでしょうか。例えば、飛灰処理に山元還元を採用した場合、資源化売却量としては、精錬分離抽出したレアメタルの量とするという意味と解しますが、その理解でよろしいでしょうか。	高効率ごみ発電施設に搬入されたごみ（処理対象物）のうち、有価物として施設から搬出されるものの割合を「資源化率」としてご記入ください。 また、高効率ごみ発電施設に搬入されたごみ（処理対象物）のうち、資源化委託するもの（焼却灰のセメント化など）の割合を「資源化委託率」としてご記入ください。
4	様式集（その2）		第3-28号様式（添付2）			事業収支計画	第一回目の質問回答（No. 25）について、エクセルのIRR関数で計算とのことですが、IRR関数での計算は、SPCの最終的な払込資本金の額はマイナスで入力し、この出資金に対する運営期間中の配当前キャッシュフローで、E-IRRを算出することで宜しいでしょうか。  様式集でSPCの事業収支にEIRRを設定されていることについて、お考えをご教示ください。	お見込みのとおりです。  E-IRRの数値の大小により優劣を判断するものではありませんが、委員会において経営安定性を判断する上で数値を利用する場合があります。

【基本協定書（案）】

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
1	基本協定書（案）	3	第6条2項			事業契約を締結しない場合及びその場合の違約金、損害賠償	損害賠償において、違約金の額を超え上限を設けない場合、組合に生じた損害額が違約金の額を下回ることであり当該額での損害賠償義務を負うとするのであれば、公平ではないと考えます。よって、第3項は削除するか又は、「損害額が違約金の額より少ない場合は、当該損害の実損害額のみ負担する」と第2項に追記願います。	基本協定書（案）のとおりとします。
2	基本協定書（案）	3~4	第10条第3項			その他事業契約の不成立	「落札者の責めに帰すべき事由により組合と落札者が事業契約の締結に至らなかった場合」とありますが、「落札者の責め」とは具体的にどのようなものを想定しているのでしょうか。	具体的に想定しているものはなく、事象発生時に条項に基づいた判断となります。例えば、他の自治体で指名停止となり、その影響で契約できない場合等が考えられます。
							入札金額に消費税及び地方消費税の税率を乗じた額の10%に相当する額を違約金とした主旨は何でしょうか。	公共工事標準請負契約約款や他都市事例等を踏まえ設定しています。
							落札者の責めを第6条暴対法、第7条の独禁法の二つに限定していただけないでしょうか。どれだけ安全対策をしても工事災害は避けようがない。工事災害による指名停止が第9条第3項の落札者の責めに含まれると、多大なリスクを負うこととなります。	落札者の責めに帰すべき事由を二つに限定することはできません。基本協定における「落札者の責めに帰すべき事由」は、落札後の契約協議において協議できる事項と考えています。なお、指名停止の基準については、本組合建設工事執行規則が準用する東広島市建設工事執行規則等の規定に準じて判断するものとします。
3	基本協定書（案）	4	第10条4項			その他事業契約の不成立	広島中央環境衛生組合議会により否決された理由が、組合側の責めに帰すべき事由による場合というのは想定できないのでしょうか。想定された場合において、否決された場合を無条件にいずれの責めにも帰さないとするのは公平かつ平等の観点から異なると考えます。よって、第2項末尾に「ただし、広島中央環境衛生組合議会により否決された場合においても、市の責にきずべき事由によるときは、市が事業者側の準備費用の負担を行い、損害を発生させた場合は、損害賠償を負担する。」を追記願います。	基本協定書（案）のとおりとします。
4	基本協定書（案）	6	第14条			債務不履行等	「相手方が被った損害を賠償しなければならない」に変更願います。	基本契約書（案）No4の質問回答より第1回質問回答（基本協定書（案））のNo.16の回答に関する質問であり、「一切を」を削除してほしいとの意見と捉え回答します。第1回質問回答のとおりとします。なお、損害範囲の確定にあたっては、当然に適切な因果関係の判断を行うものとします。
5	基本協定書（案）		第1回質問書			事業契約を締結しない場合及びその場合の違約金、損害賠償	前回(5/27)の回答の「連帯責任を削除することとし、条文全体を見直します」とありますが、上記見直し後の基本協定書（案）をお示し願います。	落札者との契約協議の中で協議します。第6条においては、基本的に「連帯責任を削除し、違約金や損害賠償の支払い義務を当事者とする」見込みです。

【基本契約書（案）】

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
1	基本契約書（案）	冒頭	冒頭				建設工事請負契約の締結に関する議案が可決されなかった理由が、組合側の責めに帰すべき事由による場合というのは想定できないのでしょうか。想された場合において否決された場合を無条件に発注者は一切の責任を負わないとするのは公平かつ平等の観点から異なるろ考えます。よって、末尾に「ただし、広島中央環境衛生組合議会により否決された場合においても、市の責にきずべき事由によるときは、市は、損害を発生させた場合は、損害の賠償を負担する。」を追記願います。	基本契約書（案）のとおりとします。
2	基本契約書（案）	4	第3条1項				質問回答書及び対面的対話結果は、本契約の解釈・趣旨を示すものとして本契約と一体となってその効力を有するものである以上、優先順位において本契約と同順位とすべきと考えます。同順位として頂きます様お願い致します。	時系列で整理しますので変更しません。なお、優先順位があるのは、齟齬がある場合です。
3	基本契約書（案）	9	第15条3項				会計監査人設置会社でないにもかかわらず、監査法人又は公認会計士（会社法第337条「会計監査人は、公認会計士又は監査法人でなければならない」）が監査を行った計算書類及びその附属明細書を発注者に提出するものとされている趣旨をご教授願います。	しかるべき資格を持った第三者による財務の健全性を確認する目的です。
4	基本契約書（案）	9	第17条			債務不履行等	第1回質問回答の「一切を賠償」を「相手方が被った損害」に変更願います。	落札者との契約協議の中で協議します。
5	基本契約書（案）	11	第19条3項			談合等不正行為に対する措置	損害賠償において、違約金の額を超え上限を設けない場合、組合に生じた損害額が違約金の額を下回ることであり当該額での損害賠償義務を負うのであれば、公平ではないと考えます。よって、第4項は削除するか又は、「損害額が違約金の額より少ない場合は、当該損害の実損害額のみ負担する」と第3項に追記願います。さらに第1回質問回答の「連帯責任を削除することとし、条文全体を見直します」とありますが、上記見直し後の基本契約書（案）をお示し願います。	基本契約書（案）のとおりとします。後段は、落札者との契約協議の中で協議します。基本的に「連帯責任を削除し、違約金や損害賠償の支払い義務を当事者とする」見込みです。
6	基本契約書（案）	11	第19条4項			談合等不正行為に対する措置	本条第1項で「事業契約に関し」、とありますが、以下の各号については全て本事業に関する（デフォルト）事項のみと限定して解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

【建設工事請負契約書（案）】

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
1	建設工事請負契約書（案）	冒頭					本契約の締結に関する議案が組合議会で可決されなかった原因が発注者の責に帰すべき事由の場合は、受注者が仮契約以降要した費用等の損害賠償について発注者が負担する旨を追記願います。	建設工事請負契約書（案）のとおりとします。
2	建設工事請負契約書（案）	1	第1条3項			総則	質問回答書及び対面的対話結果は、本契約の解釈・趣旨を示すものとして本契約と一体となってその効力を有するものである以上、優先順位において本契約と同順位とすべきと考えます。同順位として頂きます様お願い致します。	建設工事請負契約書（案）のとおりとします。
3	建設工事請負契約書（案）	1	第1条5項			総則	「要求水準書に明記されていないものを発見したときは、発注者と受注者とが協議して定める。」とありますが、同様に「軽微なものについては、受注者は、発注者の指示に従うものとする。」についても、事前協議にて軽微か否かを定めるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	建設工事請負契約書（案）	1	第1条7項			総則	「・・・本契約の履行に関して知り得た発注者の秘密を漏らしてはならない」に変更願います	建設工事請負契約書（案）のとおりとします。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
5	建設工事請負契約書(案)	1	第1条15項			総則	建設工事紛争審査会は、当事者の一方又は双方が建設業者である場合の紛争のうち工事の瑕疵、請負代金の未払いなどのような「工事請負契約」の解釈又は実施をめぐる紛争の処理を行うものであります。したがって、専ら建物の設計監理契約に関する紛争などは、建設工事紛争審査会では取り扱えないものと考えます。したがって、「建設工事に関する紛争については」旨の限定を付す必要があると考えますがご教示願います。	落札者との契約協議の中で協議します。
6	建設工事請負契約書(案)	2	第1条19項			総則	「受注者は、(財)日本建設情報総合センターの工事実績情報サービスへの入力を行うものとする」とありますが、趣旨をご教授願います。	本工事について登録を義務付ける意味と理解してください。
7	建設工事請負契約書(案)	2	第4条2項			工程表及び請負代金内訳書	第2項を第1回質疑回答を踏まえ、「・・・必ずしも拘束するものではない」と変更願います。	建設工事請負契約書(案)のとおりとします。
8	建設工事請負契約書(案)	3	第10条2項2号			特許権等の取扱	第2項における各号は、受注者の責めに帰すべき事由による場合のみに限定して頂けないでしょうか。	第10条第2項第2号の「かかる対応ができないことにより発注者に生じた損害を賠償しなければならない。」に対する質問と解釈し回答します。「第三者が保有する(共有する場合を含む。)特許権等利用権については、受注者は、発注者が無償にて利用することができるように対応をする」ことを求めていることから、上記は、受注者の責めに帰すべき事由になるものと考えます。
9	建設工事請負契約書(案)	3	第10条3項			特許権等の取扱	「設計段階で発注者の要望により第三者の特許権や工業所有権の対象となる技術等を採用する場合において、別途これらの利用権が有償となるときには発注者が費用を負担するものとする。」以上を追記願います。	建設工事請負契約書(案)のとおりとします。質問の内容は、発注者と受注者の協議のもとで採用の可否も含めて判断されるものであると認識します。
10	建設工事請負契約書(案)	5	第12条5項			監督職員	「監督職員に到達した日をもって発注者に到達した日とみなす」とありますが、不到達・遅延したことについて受注者にその責めに帰すべき事由が無い場合は、通常到達すべきときに到達したものとみなす旨の一文を追加願います。	建設工事請負契約書(案)のとおりとします。
11	建設工事請負契約書(案)	8	第20条10項			支給材料及び貸与品	有償の支給材料については、対価の支払いがなされていない場合を除き、本項の対象から外す旨の一文を追加願います。	建設工事請負契約書(案)のとおりとします。
12	建設工事請負契約書(案)	9	第22条4項			要求水準書等及び実施設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等	第3項の場合については、検査の結果、問題ないことが判明したときは、破壊検査に係る費用につき発注者負担として下さい。(民間約款(平成28年3月改定)第17条第4項前段参照願います。	建設工事請負契約書(案)のとおりとします。
13	建設工事請負契約書(案)	9	第23条2項			条件変更等	「受注者が立会いに応じない場合」を「受注者が正当な理由なく立会いに応じない場合」に変更願います。	建設工事請負契約書(案)のとおりとします。
14	建設工事請負契約書(案)	11	第27条2項			受注者の請求による工期の延長	本条で請求し認められた工期の延長に伴う請負代金の増額変更については、発注者の責めに帰すべき事由によるものであるかどうかを問わず、認める旨の修正をお願いします。	建設工事請負契約書(案)のとおりとします。天候不良等については第35条(不可抗力による損害)を参考にして下さい。
15	建設工事請負契約書(案)	11	第28条3項			発注者の請求による工期の短縮等	第3項で、「必要がみとめられるとき」というのが発注者の主観のみとならないよう、「合理的根拠をもって必要であると認められるとき」という文章に変更願います。	建設工事請負契約書(案)のとおりとします。
16	建設工事請負契約書(案)	11	第29条1項			工期の変更方法	第1項において、「協議が整わない場合は、発注者が定め、受注者に通知する」とありますが、この場合、協議において、発注者の提案内容と受注者からの提案内容に対する発注者の拒絶理由が合理性を有するものではない限り、「発注者が定め」とすることは受注者にとって公平とはなりません。よって、互いの協議をもって合理的な定めとなるよう変更願います。	建設工事請負契約書(案)のとおりとします。
17	建設工事請負契約書(案)	12	第31条5項			賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更	第5項の単品スライドについて、主要な工事材料を、鋼材類、燃料油のこれまでの対象2品目に限ることなく、数量の多い(金額の大きくなる)工事材料についても単品スライドの対象となると考えてよろしいでしょうか。	現時点では判断できません。事象発生時に全国の動向等も含めての判断となります。
18	建設工事請負契約書(案)	13	第35条4項			不可抗力による損害	第4項では「発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額(工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは・・・立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。)とありますが、第19条第5項の規定により、「監督職員が正当な理由なく受注者の検査の請求に7日以内にに応じないためその後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督職員に通知した上で、当該立会い又は見本検査を受けることなく、・・・」の通り、監督職員に通知していれば正当な理由なく立会い検査等がなされなかった場合においても当該損害の額に合計できるものと考えてよろしいでしょうか。	建設工事請負契約書(案)のとおりとします。
19	建設工事請負契約書(案)	14	第36条第1項			請負代金額の変更に代える要求水準書等の変更	引用されている「第26条」は、第36条第1項の内容にあてはまらないと考えます。実務上、中止された工事を再開するにあたり、変更することにならないのであれば、「第26条」の引用を削除願います。	建設工事請負契約書(案)のとおりとします。
20	建設工事請負契約書(案)	14	第38条			教育及び訓練	「運営事業者の従業者」とありますが、運営事業者の委託先の従業員という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
21	建設工事請負契約書(案)	15	第38条4項			教育及び訓練	「受注者は、発注者に提出した運転マニュアルにつき、発注者がこれを運営事業者に提示し、写しを交付すること、及び運営事業者がこれを適宜改変することを承諾する。」とありますが、「ただし、発注者の承諾のもと、運転マニュアルの「適宜改変」に伴う施設の運転改変による発注者及び運転事業者が被る損害については受注者はその責任を一切負うことはない。」と追記願います。	建設工事請負契約書(案)のとおりとします。
22	建設工事請負契約書(案)	15	第39条3項			検査及び引渡し	第2項の完成検査において、「発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することがある。」とあり、また第3項では破壊による「検査又は復旧に直接要する費用は、受注者が負担する。」とありますが、検査の結果、問題ないことが判明したときは、破壊検査に係る費用につき、発注者負担となりませんか？。ちなみに平成28年3月の民間(旧四会)連合協定工事請負契約約款の第17条第2項、第3項及び第4項において、「工事用図書のとおりを実施されていない疑いのある施工について、必要と認められる相当の理由があるときは、その理由を受注者に通知の上、必要な範囲で破壊してその部分を検査することができ、・・・破壊検査に要する費用については、工事用図書どおりに実施されていないと認められる場合は受注者の負担。工事用図書のとおりを実施されているとみとめられる場合は、その復旧に要する費用も含め発注者の負担とし、必要と認められる工期の延長も受注者がその理由を明示し発注者に請求することができる。」とあります。	建設工事請負契約書(案)のとおりとします。
23	建設工事請負契約書(案)	15	第39条5項			検査及び引渡し	「受注者が前項の申出を行わないときは・・・」を「受注者が正当な理由なく前項の申出を行わないときは・・・」に変更願います。	建設工事請負契約書(案)のとおりとします。



No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
24	建設工事請負契約書(案)	15	第40条 2項			請負代金の支払い	以下に変更願います。 (原文) 「発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払わなければならない。」 (変更) 「発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に請負代金を支払わなければならない。」前払金及び部分払と合致すよう変更願います。また、「14日以内での発注者の指定日において引渡しと同時に履行(入金)を原則とする。」旨を追記願います。	建設工事請負契約書(案)のとおりとします。
25	建設工事請負契約書(案)	17	第45条 4項			部分払	第3項の検査において、「発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、受注者の立会いの上、要求水準書等に定めるところにより、前項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。」とあり、また第4項では破壊による「検査又は復旧に直接要する費用は、受注者が負担する。」とありますが、検査の結果、問題ないことが判明したときは、破壊検査に係る費用につき、発注者負担となりませんか。平成28年3月の民間(旧四会)連合協定工事請負契約約款の第17条第2項、第3項及び第4項において、「工事用図書のとおり実施されていない疑いのある施工について、必要と認められる相当の理由があるときは、その理由を受注者に通知の上、必要な範囲で破壊してその部分を検査することができ、・・・破壊検査に要する費用については、工事用図書どおりに実施されていないと認められる場合は受注者の負担。工事用図書のとおり実施されていると認められる場合は、その復旧に要する費用も含め発注者の負担とし、必要と認められる工期の延長も受注者がその理由を明示し発注者に請求することができる。」とあります。	建設工事請負契約書(案)のとおりとします。
26	建設工事請負契約書(案)	18	第48条 1項			債務負担行為に係る契約の前払の特則	第48条第1項の「前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたとき・・・」の「部分払」は第49条第1項による部分払のことと同義と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
27	建設工事請負契約書(案)	18	第49条 2項			債務負担行為に係る契約の部分払の特則	計算式中の{ }で請負代金相当額から「前年度までの出来高予定額+出来高超過額」を差し引いているのは、第48条第4項の「受注者は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払いを請求することができない」ことを反映させたものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
28	建設工事請負契約書(案)	19	第52条 1項			かし担保	以下に変更願います。 (原文) 第1項 発注者は、実施設計図書又は工事事務物にかし(受注者の設計業務に起因するものを含む。以下に同じ。)があるときは、受注者に対して相当の期間を定めてそのかしの修補請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、かしが重要でなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、発注者は、修補の賠償のみを請求することができる。 (変更) 第1項 発注者は、工事事務物にかしがあるときは、受注者に対して相当の期間を定めてそのかしの修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、かしが重要でなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、発注者は、修補の賠償(かしによる価値減損分の賠償)のみを請求することができる。なお、実施設計図書のかしについては、受注者に故意・過失のあることを立証できた場合にのみ、発注者は、受注者に対してかし修補又はかしによる損害の賠償を請求することができる。	建設工事請負契約書(案)のとおりとします。
29	建設工事請負契約書(案)	20	第52条 6項			かし担保	以下に変更願います。 (原文) 「受注者が共同企業体であり、解散した後においても、実施設計図書又は工事事務物にかしがあるときは、受注者の各共同企業体構成員は連帯して前各項に基づく責任を負うものとする。」 (変更) 「受注者が共同企業体である場合は、解散した後においても、工事事務物にかしがあるときは、受注者である共同企業体のうち原因当事者である構成員が前各項に基づく責任を負うものとする。」	建設工事請負契約書(案)のとおりとします。
30	建設工事請負契約書(案)	20	第55条 1項			公共工事履行保証証券による保証の請求	第1項に「第5条第1項の規定により本契約による債務の履行を保証する・・・発注者は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対し、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう請求することができる」とありますが、受注者がJVの代表者の場合、もしくは単独企業の場合においても他の建設業者を選定することができるのでしょうか。	お見込みのとおりです。
31	建設工事請負契約書(案)	20	第55条 2項			公共工事履行保証証券による保証の請求	当社の下で発生した権利については、当社に留保すべきと考えます。この点、第55条第2項の規定の表現では、義務については承継の対象から除かれています(第3号カッコ書き、第5号カッコ書き)が、権利については全て代替履行業者へ継承される形になっています。本文において公平をはかる必要があると考えます。	建設工事請負契約書(案)のとおりとします。
32	建設工事請負契約書(案)	21	第55条 4項			公共工事履行保証証券による保証の請求	第4項のカッコ書き、「当該保証金の支払われた後に生じる違約金等を含む。」とありますが、本文の趣旨についてご教示願います。	例えば、第56条第2項の違約金の支払い義務は、契約が解除された場合に発生します。当該保証金の支払ったことで違約金が免除されるというのではないという意味です。
33	建設工事請負契約書(案)	21	第56条 2項			発注者の解除権	以下の通り変更願います。 (原文) 「前項の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。なお、本項の規定は、発注者に生じた損害額が本項に規定する違約金の額を超える場合において、発注者が超える分について受注者に対し請求することを妨げるものではない。本項の規定により受注者が賠償金を支払った後に、実際の損害額が本項に規定する違約金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。」 (変更) 「前項の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。なお、受注者が共同企業体の場合は、共同企業体のうち、前項各号に該当する解除事由の原因当事者である構成員が負担するものとする。」	建設工事請負契約書(案)のとおりとします。
34	建設工事請負契約書(案)	21	第56条 第2項			発注者の解除権	第2文と第3文の趣旨・違いをご教授願います。第2文にいう「発注者に生じた損害額」と、第3文にいう「賠償金を支払った後に、実際の損害額が(略)明らかになった場合」の違いもご教授願います。	損害賠償額に対し、実際の損害額が多額であることが判明した場合、最初の損害賠償額を支払うことにより、差額の支払いが免除されるというのではないという意味です。
35	建設工事請負契約書(案)	21	第57条 1項			談合等不正行為に関する解除権	本条の場合でも、第55条の「代替履行業者」での対応とはならないのでしょうか。	第55条第1項の「～受注者が次条第1項各号のいずれかに該当するときは～」を「～受注者が次条第1項各号、第58条第1号各号、第59条第1項各号のいずれかに該当するときは～」と修正します。
36	建設工事請負契約書(案)	23	第61条 2項			解除に伴う措置	第61条第2項の末尾になお書きで以下追記願います。「なお、契約が解除された場合において、解除の事由が受注者の責めに帰すことのできない解除の場合においては、検査又は復旧に直接要する費用は発注者の負担とする。」	建設工事請負契約書(案)のとおりとします。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
37	建設工事請負契約書(案)	23	第61条4項			解除に伴う措置	支給材料について損害賠償の義務を負うのは、無償の支給材料に限定して頂けませんでしょうか。	建設工事請負契約書(案)のとおりとします。
38	建設工事請負契約書(案)	24	第61条9項			解除に伴う措置	「なお、受注者が共同企業体の場合は、共同企業体のうち、契約解除の原因者である構成員が、前第1項から第9項までの解除に伴う措置について負担するものとする。」を新しく第10項として追記願います。	建設工事請負契約書(案)のとおりとします。
39	建設工事請負契約書(案)	24	第63条1項			あっせん又は調停	大分県建設工事紛争審査会は広島県建設工事紛争審査会の間違いではありませんか。なお、建設工事紛争審査会は、当事者の一方又は双方が建設業者である場合の紛争のうち工事の瑕疵、請負代金の未払いなどのような「工事請負契約」の解釈又は実施をめぐる紛争の処理を行うものであります。したがって、専ら建物の設計監理契約に関する紛争などは、建設工事紛争審査会では取り扱えないものと考えます。したがって、「建設工事に関する紛争については」旨の限定を付す必要があると考えます。このことから、第3項の末尾を「締結する」から「締結することができる」へ変更願います。	前段はお見込みのとおりです。 後段は、落札者との契約協議の中で協議します。
40	建設工事請負契約書(案)	24	第61条7項			解除に伴う措置	第7項の末尾になお書きで「なお、受注者が共同企業体の場合は、共同企業体のうち、解除原因を生じさせた原因当事者が費用負担するものとする。」を追記願います。	建設工事請負契約書(案)のとおりとします。
41	建設工事請負契約書(案)	25	第64条			仲裁	末尾の「仲裁判断に服する。」を「仲裁判断によることができる。」に変更願います。	建設工事請負契約書(案)のとおりとします。

【運営業務委託契約書(案)】

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
1	運営業務委託契約書(案)	5	第11条第2項			試運転、予備性能試験及び引渡性能試験、教育訓練等	「受注者の従業者」とありますが、受注者の委託先の従業員という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	運営業務委託契約書(案)	13	第38条第4項			暴力団排除措置等に関する解除権	「受注者は、前項の規定により本契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない」とありますが、本項を見直し願います。	「受注者は、前項の規定により本契約を解除したことにより発注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない」と訂正します。
3	運営業務委託契約書(案)	15	第43条第4項			損害賠償等	「前二項により受注者が負担すべき損害の賠償については、発注者が付した保険等は適用しない」とありますが、発注者、受注者いずれが付保したかに関わらず、適用されることが保険の性質と考えますので、見解をご教授願います。	条文のとおりです。

【資源化等処理業務委託契約書(案)】

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
1	資源化等処理業務委託契約書(案)	7	第27条第4項			法令変更等	「法令変更により要求水準書の変更が可能となり」とありますが、処理残渣等運搬業務委託契約書第28条では「法令変更により要求水準書の変更が必要となり」とあります。敢えて別文言を規定されたのかどうかご教授願います。又、その違いの趣旨もご教授願います。	特に使い分けているものではありません。
2	資源化等処理業務委託契約書(案)	8	第29条第2項			不可抗力による負担	第28条第1項のただし書きと重複でしょうか？ご教授願います。	重複しています。 落札者との契約協議の中で協議します。

【その他】

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
1	募集要項に係る質問回答書(第1回)	-				No. 1, 2	各質問回答、ヒアリング質疑は有効で無く、今回の入札資料にもその内容が反映されているとは限らないとのことですが、実施時において協議の根拠資料には使用できるものと考えてよろしいでしょうか。	実施時における協議の根拠資料として使用することは差支えありませんが、原則として双方が協議の上決定するものとします。
2	募集要項に係る質問回答書(第1回)					要求水準書 No113 5.4.6テレビ共調設備	「受信電波は、下記3点の対応でよろしいでしょうか。・地上波デジタル・BS・CS・CATV対応でよいでしょうか。」との質問に対し、「お見込みのとおりです。」との回答を得ているが、地元のケーブルTVであるKAMONケーブルテレビに確認したところ、建設地は視聴できるインフラが整備されておらず、今後も整備の予定がないとのことでした。どのように対応すればよいでしょうか。	ケーブルTVは削除します。
3	5/27付添付資料9					共同溝想定範囲	汚泥再生処理センターと接続する共同溝は汚泥処理施設建物の約1m程度手前で止めて、そこに汚泥処理施設の施工業者が別途接続すると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。詳細は、汚泥再生処理センターの事業者との協議で決定します。
4							市道土与丸上三永線の国道2号線側からの入口は、2車線に拡張される予定でしょうか。	現在、東広島市が拡幅工事を実施しています。工程等の詳細については、当組合が実施する事業ではないため、事業主体である東広島市(道路建設課)にお問い合わせください。